

平成20年 1月11日

## 株 主 各 位

宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号  
株式会社 京王ズホールディングス  
代表取締役社長 佐々木 英 輔

### 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年1月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |                 |             |   |
|-----------------|-------------|---|
| 1. 日            | 時           | 平成20年1月30日（水曜日）午前11時  |
| 2. 場            | 所           | 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目9番25号<br>仙台エクセルホテル東急 オークルーム  |
| 3. 目 的 事 項      | 報 告 事 項     | 1. 第15期（平成18年11月1日から平成19年10月31日まで）<br>事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第15期（平成18年11月1日から平成19年10月31日まで）<br>計算書類の内容報告の件 |
|                 | 決 議 事 項     | 第1号議案 定款一部変更の件<br>第2号議案 取締役5名選任の件<br>第3号議案 会計監査人選任の件  |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | 代理人による議決権行使 | 代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。                      |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.keiozu.co.jp/index.html>) に掲載させていただきます。

# 事業報告

(自 平成18年11月1日  
至 平成19年10月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### 当事業年度の経営業績

当事業年度におけるわが国経済は、大企業を中心に企業収益の改善による設備投資の増加や雇用・所得環境の改善が進み緩やかな景気回復基調にありました。しかしながら、原油高に伴う物価上昇懸念やサブプライム問題から発生した株価の不安定等、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

移動体通信業界におきましては、平成18年10月より「携帯電話番号ポータビリティ」制度が導入されたことにより、携帯電話の平成19年10月末での契約数が9,966万台を超え、移動体通信事業者各社は端末とコンテンツの両面から新機能・新サービスを投入するとともに、ユーザーの獲得・囲い込みのための施策を打ち出し、当社移動体通信代理店には新たな販売チャンスが拡大いたしました。

このような状況の中で、当社グループの移動体通信事業においては、東北地区及び関東地区への営業拡大戦略に基づき、積極的なM & A戦略を展開いたしました。また、同時に3キャリア（ドコモ、au、ソフトバンク）の取扱いをスタートし、全移動体通信キャリアショップ（専売店）を展開する店舗体制を整えました。

テレマーケティング事業においては、保険契約取次業務に営業を集中させる体制を整え、業績は黒字化となりました。

飲食事業においては、経年の業績下方要因でありましたが、平成19年10月末にて全店舗の閉鎖を行いました。これにより、本来の通信事業に回帰できる体制を確立したこととなり、持続的な企業成長が見込めると考えております。また、飲食事業の全店舗の閉鎖費用の計上により、当期純利益はマイナスとなりましたが、これにより全ての負の遺産を償却いたしました。

以上の結果、当社グループにおける当事業年度の売上高は15,694百万円（前年同期比195.3%増）、営業利益は153百万円（前年同期は営業損失759百万円）、経常利益は89百万円（前年同期は経常損失1,117百万円）、当期純損失は874百万円（前年同期は当期純損失2,288百万円）となりました。

事業の種類別セグメントにおける業績は、以下のとおりであります。

#### 移動体通信事業

当事業年度における店舗数の推移は下記のとおりであります。

	ソフトバンク ショップ	a ショップ	u ショップ	ドコモ ショップ	併売店	合計
前期末店舗数	20	3				23
今回株式取得にて取得店舗数	27	10		2	12	51
今期新規出店店舗数	8				1	9
今期閉鎖店舗数					5	5
合計	55	13		2	8	78

販売については順調に推移し、売上高は13,671百万円（前年同期比427.9%増）、営業利益は353百万円（前年同期比1,277.3%増）となりました。なお、併売店舗での不採算店舗5店舗の閉鎖を行っております。また、M & A 6社統合による重複部門の統合スリム化が経営課題でありましたが、携帯電話番号ポータビリティの対応に追われ、その対応は後半にまわりました。

#### テレマーケティング事業

取扱商材を保険契約取次業務に絞込み、効率改善に努めたことにより、大幅な収益改善が進み、売上高は971百万円（前年同期比9.5%減）となりましたが、営業利益は54百万円（前年同期は営業損失487百万円）となりました。

#### 飲食事業

業態、店舗出店エリアの集約を行い、収益の改善に努めたものの、売上高は882百万円（前年同期比38.6%減）、営業損失は204百万円（前年同期は営業損失302百万円）となりました。なお、平成19年10月末をもって全店舗の閉鎖を行っております。

#### 不動産賃貸事業

当初予定の新規テナントの導入予定の変更が生じ、売上高は168百万円（前年同期比20.9%減）、営業利益は66百万円（前年同期比32.3%減）となりました。

#### 事業セグメント別売上高

事業別	売上高
移動体通信事業	13,671,770千円
テレマーケティング事業	971,878千円
飲食事業	882,742千円
不動産賃貸事業	168,189千円

(注) 飲食事業は、平成19年10月末日をもって全店舗を閉鎖いたしております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。なお、当事業年度に実施しました設備投資の総額は214,391千円であります。

### 移動体通信事業

移動体通信事業においては、当事業年度中に5社のM&Aを行い、これにより51店舗が増加し、有形固定資産113,792千円が増加しました。

上記のほか7店舗の新規出店、8店舗のリニューアル・リブレースを行い、また三次代理店が経営する店舗の資産を譲り受けることにより2店舗の取得を行いました。その内訳は有形固定資産171,881千円であります。

また、当事業年度中に5店舗の閉鎖を行い、店舗整理損23,990千円を計上いたしましたしております。

### テレマーケティング事業

テレマーケティング事業においては、新たな販売チャネル開拓のため、ソフトウェアの投資を行いました。

その内訳は、無形固定資産32,380千円であります。

### 飲食事業

飲食事業においては、センターキッチン機能強化のための改修工事を行っております。

その内訳は、有形固定資産6,222千円であります。

また、飲食事業の終了に伴い、12店舗およびセンターキッチンの閉鎖を行い、店舗整理損898,494千円を計上いたしましたしております。

## (3) 資金調達の状況

当社は、平成19年3月29日を振込期日として、第3回新株予約権を発行いたしました。平成19年10月31日現在までの行使による調達資金は、422,670,000円あります。

#### (4) 対処すべき課題

##### 移動体通信事業

当社の営業収益は営業損失の状況となっておりますが、この営業収益面での改善対応として、移動体通信事業においては、当社及び当社連結子会社の株式会社京王ズコミュニケーションは、移動体通信機器販売事業についての販路網を拡大することを目的としたM & Aを行い、東北地域版社の株式を取得し、新たに55店舗が増え東北地区で78店舗展開体制をとりました。また、今回の店舗網の拡大により「auショップ」「ドコモショップ」を含めた全移動体通信キャリアショップの運営が可能となり、携帯電話番号ポータビリティ効果ともあいまって、営業収益面での改善が図れる対応を行いました。さらに、今回の店舗網拡大により全国レベルのインセンティブの支払対象代理店となり、従来にない新たな収益源が見込まれる事業となりました。

今後は、携帯電話番号ポータビリティ効果の継続2年目とともに、店舗間競争への対応のためのクオリティー改善を進める必要があります。

##### テレマーケティング事業

テレマーケティング事業においては、通信回線サービス受注主体の事業展開から保険契約受注主体に事業転換を行いました。保険事業はコスト先行の事業スタイルのため、当初2.0年～2.5年は先行投資となります。当社の事業計画においても平成20年10月期より黒字転換の事業計画にて進めておりましたが、IJT一番町センターの閉鎖を行い、IJT西多賀コールセンターとノーブルコミュニケーション秋田コールセンターの2拠点に集約を行い、販売費および一般管理費の圧縮等により計画を早め、当期より黒字転換となっておりますが、さらに安定的な収益確保のための教育体制等の整備が必要であります。

##### 飲食事業

飲食事業においては、3期間にわたる営業損失の主たる原因となっておりますが、平成19年10月末において全店舗の閉鎖を行いました。現在、その店舗の売却対応を進めております。

##### 人材育成への対応

当社の事業は、移動体通信事業、テレマーケティング事業と異なる領域にわたることで、人材面での充実、育成は緊急の課題であると認識しております。本部機能の強化はもとより、お客様と直接対応している店舗および現場でのQSCの確立を基本に、人材の育成、店舗力の向上を図っております。

### (5) 財産および損益の推移

区 分	第 12 期 (平成16年10月)	第 13 期 (平成17年10月)	第 14 期 (平成18年10月)	第15期(当事業年度) (平成19年10月)
売 上 高	5,002,451千円	6,048,597千円	5,315,458千円	15,694,580千円
経常利益または経常損失( )	190,371千円	428,855千円	1,117,044千円	89,730千円
当期純利益または当期純損失( )	207,884千円	140,166千円	2,288,590千円	874,083千円
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失( )	12,844円28銭	7,717円99銭	113,268円54銭	34,893円48銭
総 資 産	4,214,433千円	5,437,829千円	4,258,193千円	6,305,089千円
純 資 産	2,799,247千円	3,076,148千円	968,193千円	760,716千円

### (6) 主要な事業内容

事 業	内 容
移 動 体 通 信 事 業	移動体通信キャリア(注1)の販売代理店事業
テレマーケティング事業	コールセンターによるテレマーケティング事業
飲 食 事 業	焼肉店および和食店の経営
不 動 産 賃 貸 事 業	自社所有のショッピングモールにおけるテナントからの賃貸収入事業等

- (注) 1. 移動体通信キャリアとは、自ら電気通信回線設備を設置して電気通信事業を行う第一種電気通信事業者のうち、携帯電話等の移動体通信サービスを提供している事業者のことをいいます。
2. 飲食事業は、平成19年10月末日をもって全店舗を閉鎖いたしております。

(7) 主要な営業所及び工場

区 分		名 称	所 在 地
営業所（8営業所）		仙台営業所、盛岡営業所、秋田営業所、青森営業所、郡山営業所、新潟営業所、八戸営業所、いわき営業所	
店舗	焼肉店舗	焼肉番所やき組（7店）	宮城県（7店）
		焼肉市場あちち（2店）	宮城県（2店）
	和食店舗	四季の和膳たろうあん（2店）	宮城県（2店）
		自然派厨房さくら（1店）	宮城県（1店）
	携帯電話ショップ	ソフトバンクショップ（55店）	宮城県（19店）、青森県（6店）、秋田県（5店）、岩手県（4店）、山形県（3店）、福島県（7店）、新潟県（8店）、愛知県（3店）
		auショップ（13店）	宮城県（2店）、青森県（2店）、秋田県（1店）、岩手県（3店）、福島県（5店）
		ドコモショップ（2店）	福島県（2店）
		併売店（8店）	宮城県（5店）、福島県（3店）
賃貸用不動産		いずみパワーモール	宮城県仙台市
コールセンター	株式会社IJT（子会社） 西多賀コールセンター	宮城県仙台市	
	株式会社ノーブルコミュニケーション（子会社） 秋田コールセンター	秋田県秋田市	

(注) 飲食事業は、平成19年10月末日をもって全店舗を閉鎖いたしております。

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数
408名	132名増

(注) 1. 上記従業員の他に、パートタイマー・アルバイトは1日8時間労働換算の期中平均雇用人員215名であります。

2. 132名の増加は、移動体通信事業のM&Aによる店舗数の増加によるものです。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

親会社との関係

該当事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社京王ズコミュニケーション	299,997千円	63.16%	移動体通信事業
株式会社ノールコミュニケーション	90,000千円	60.00%	テレマーケティング事業
株式会社 I J T	10,000千円	100.00%	テレマーケティング事業
株式会社遠雷	90,000千円	100.00%	飲食事業・不動産賃貸事業

- (注) 1. 飲食事業は、平成19年10月末日をもって全店舗を閉鎖いたしております。  
2. 株式会社京王ズコミュニケーションは、平成19年9月末をもって株式会社イーストウェーブ、株式会社ノースソリューション、株式会社サイバーモバイルを吸収合併しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社 三井住友銀行	1,317,000千円
株式会社 常陽銀行	250,000千円
株式会社 三菱東京UFJ銀行	200,000千円
商工組合中央金庫	95,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000株  
 (2) 発行済株式の総数 29,918株（自己株式0.7株を除く）  
 (3) 株主数 5,271名  
 (4) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐々木 英 輔	8,505株	28.43%

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況  
 平成16年12月16日開催の取締役会決議による新株予約権

	取 締 役 ( 社外取締役を除く )	監 査 役
保有者数	1名	
新株予約権の数	20個	
目的である株式の種類及び数	普通株式 20株	
新株予約権の払込金額	払込を要しない。	
新株予約権の行使価額	1株につき222,000円	
新株予約権の行使期間	平成19年1月29日から平成21年1月28日まで	
新株予約権の行使条件	権利行使時において、当社ならびに当社子会社及び関連会社の取締役、監査役、従業員その他に準ずる地位にあること。本新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を相続するものとする。その他の細目は、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。	

### 平成17年12月15日開催の取締役会決議による新株予約権

	取 締 役 ( 社外取締役を除く )	監 査 役
保有者数	3名	1名
新株予約権の数	995個	50個
目的である株式の種類及び数	普通株式 995株	普通株式 50株
新株予約権の払込金額	払込を要しない。	
新株予約権の行使価額	1株につき156,260円	
新株予約権の行使期間	平成20年1月27日から平成22年1月26日まで	
新株予約権の行使条件	権利行使時において、当社ならびに当社子会社及び関連会社の取締役、監査役、その他に準ずる地位にあること。	

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
平成19年3月13日開催の取締役会決議による新株予約権

割当先	株式会社E・Sワン	ISGR 3号投資事業組合
割当新株予約権の数	80個	80個
目的である株式の種類及び数	普通株式 8,000株	普通株式 8,000株
残存新株予約権の数(注)	70個	17個
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき60,000円(1株につき600円)	
新株予約権の行使価額	1株につき57,900円	
新株予約権の行使期間	平成19年3月29日から平成20年3月28日まで	

(注) 平成19年10月31日現在

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
佐々木 英 輔	代表取締役社長	(株)京王ズコミュニケーション代表取締役社長、(株)ノーブルコミュニケーション代表取締役社長、(株)IJT代表取締役社長、(株)遠雷代表取締役社長
斉 藤 克 彦	常務取締役(飲食事業担当)	
深 野 道 照	取締役(経営企画室長)	
渡 辺 悦 子	常勤監査役	
小 西 行 男	監査役	(有)エコ・アセット代表取締役社長
粟 野 隆 徳	監査役	公認会計士

(注) 1. 監査役小西行男氏および粟野隆徳氏は、社外監査役であります。  
2. 監査役粟野隆徳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	3名	40,956千円
監 査 役	3名	6,600千円 (うち社外2名1,200千円)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給とおよび賞与相当額を7,650千円支給しております。

### (3) 社外監査役の主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
小 西 行 男	当事業年度開催の全ての監査役会に出席し、出席した監査役会においては必要に応じ、経営者としての大局的な見地からの意見・要望を受けております。
粟 野 隆 徳	当事業年度開催の全ての監査役会に出席し、出席した監査役会においては必要に応じ、公認会計士として専門の見地からの意見・要望を受けております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

区 分	名 称	摘 要
会計監査人	みすず監査法人	平成19年 1月30日就任
		平成19年 7月31日退任
一時会計監査人	清和監査法人	平成19年 8月 1日就任

- (注) 1. 当社の会計監査人であったみすず監査法人は金融庁から業務停止処分を受け、法人を解散いたしました。そのため、同監査法人は平成19年7月31日をもって当社の会計監査人を退任しております。
2. 清和監査法人は、平成19年8月1日開催の当社監査役会において、一時会計監査人として選任いたしました。また、当社会計監査人の選任につきましては、第15回定時株主総会に諮ります。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

みすず監査法人	13,000千円
清和監査法人	10,000千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するよう取締役会に請求し、取締役会が審議します。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務管理部を新設し、コンプライアンス担当および内部監査担当を配置しております。コンプライアンス担当者は、法令、定款、社内規程および業務マニュアル等の周知徹底に努め、内部監査担当者は、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程等に適合しているかを監査しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程および関連規程に基づき、適切に保存し管理しております。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

経営企画室長をリスク管理体制の推進・整備の責任者としており、経営企画室長は、リスク管理のための社内規定・マニュアル等の周知徹底に努めるとともに、リスク関連情報の収集・把握にも努め、定期的開催される経営会議に報告しております。また、リスクの評価・対応は、取締役および各部門の責任者が出席する経営会議において行っております。この経営会議の決定に従い、経営企画室長は、社内規定・マニュアル等の整備を行うとともに、その運営状況につきモニタリングを行い、定期的に経営会議に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役および各部門の責任者が出席する経営会議において、職務執行に資する情報の共有を行っております。また、業務分掌規程、職務権限規程および稟議規程により、取締役の権限および責任を明確にしております。

(5) 当該株式会社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社にも当社と同様の内部規程を設け、当社経営企画室がその遵守体制を監査し、各部署に報告しております。また、グループ会社については、関係会社管理規程に基づき、適切に管理を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役室を新設し、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役室に専属の監査役スタッフを置くこととし、監査役スタッフの人員については、監査役と経営企画室長が協議するものとしております。また、監査役スタッフの移動・評価等については、常勤監査役の同意を要するものとしております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧することができる体制であります。また、取締役および従業員は、法令、定款又は社内規程に違反する事実を知ったときは、速やかに監査役に報告するものとしております。

監査役は、内部監査担当部署に対して、内部監査の計画および結果の報告を求めることができ、かつ、必要に応じて内部監査を行わせることができるものとしております。

# 連結貸借対照表

(平成19年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,352,205	流動負債	4,170,842
現金及び預金	600,891	買掛金	657,367
売掛金	1,288,901	短期借入金	2,296,144
たな卸資産	208,968	一年内償還予定社債	100,000
繰延税金資産	5,781	未払金	734,698
その他	248,222	未払法人税等	16,875
貸倒引当金	562	未払消費税等	89,711
固定資産	3,952,884	賞与引当金	56,366
有形固定資産	1,320,020	その他	219,676
建物及び構築物	469,889	固定負債	1,373,530
運搬具	5,485	社債	325,000
工具器具備品	167,146	長期借入金	889,000
土地	538,984	その他	159,530
建設仮勘定	138,515	負債合計	5,544,373
無形固定資産	2,116,406	純資産の部	
のれん	1,344,004	株主資本	742,625
その他	772,402	資本金	1,825,952
投資その他の資産	516,457	資本剰余金	1,790,048
投資有価証券	200	利益剰余金	2,873,271
長期貸付金	67,510	自己株式	103
敷金・保証金	403,540	新株予約権	5,220
その他	46,993	少数株主持分	12,871
貸倒引当金	1,785	純資産合計	760,716
資産合計	6,305,089	負債及び純資産合計	6,305,089

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成18年11月1日  
至 平成19年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		15,694,580
売 上 原 価		12,846,370
売 上 総 利 益		2,848,210
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,694,498
営 業 利 益		153,711
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,298	
そ の 他	46,869	55,168
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,331	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,183	
そ の 他	48,636	119,150
経 常 利 益		89,730
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入	211,559	
持 分 変 動 損 益	91,327	
そ の 他	26,402	329,290
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,161	
減 損 損 失	30,417	
店 舗 整 理 損	922,484	
前 期 損 益 修 正 損	50,016	
そ の 他	283,051	1,292,131
税金等調整前当期純損失		873,111
法人税、住民税及び事業税	20,570	
法 人 税 等 調 整 額	3,799	16,771
少 数 株 主 損 失		15,798
当 期 純 損 失		874,083

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成18年11月1日  
至 平成19年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年10月31日残高	1,612,427	1,576,523	1,995,179	103	1,193,667
当期変動額					
新株予約権の行使による 新株式の発行	213,525	213,525			427,050
剰余金の配当			4,008		4,008
当期純損失			874,083		874,083
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	213,525	213,525	878,092		451,042
平成19年10月31日残高	1,825,952	1,790,048	2,873,271	103	742,625

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計			
平成18年10月31日残高	225,474	225,474			968,193
当期変動額					
新株予約権の行使による 新株式の発行					427,050
剰余金の配当					4,008
当期純損失					874,083
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	225,474	225,474	5,220	12,871	243,565
当期変動額合計	225,474	225,474	5,220	12,871	207,476
平成19年10月31日残高			5,220	12,871	760,716

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 ..... 6社

連結子会社の名称 ..... 株式会社ノーブルコミュニケーション

株式会社IJT

株式会社遠雷

株式会社テントラー・コミュニケーションズ

株式会社鈴康

株式会社京王ズコミュニケーション

- ・株式会社テントラー・コミュニケーションズ、株式会社鈴康の2社は当事業年度に発行済全株式を取得したため、連結対象会社を含めております。
- ・株式会社遠雷は当事業年度より重要性が増したため、連結対象といたしました。
- ・株式会社京王ズコミュニケーションは旧株式会社IJTの商号変更によるものです。また、新たに株式会社IJTを設立し、連結子会社としております。
- ・当事業年度において、株式会社ノースソリューション、株式会社イーストウェーブ、株式会社サイバーモバイルの発行済全株式を取得しましたが、当事業年度中、株式会社京王ズコミュニケーションに吸収合併されております。

(2) 非連結子会社の数 ..... 3社

非連結子会社の名称 ..... 有限会社京王ズファーム

株式会社遠雷フード

株式会社遠雷フーズ

- ・有限会社京王ズファームは、当社との出資関係はありませんが、自己の役員が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配しているため、子会社（非連結子会社）を含めております。

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社である有限会社京王ズファーム、株式会社遠雷フード、株式会社遠雷フーズは、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社ノーブルコミュニケーション、株式会社テントラー・コミュニケーションズ、株式会社鈴康の決算日は3月31日であります。株式会社遠雷の決算日は9月30日であります。なお、連結計算書類の作成に当たって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### 有価証券

- a. 子会社株式 ..... 移動平均法による原価法
- b. その他有価証券
  - 時価のあるもの ..... 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）
  - 時価のないもの ..... 移動平均法による原価法

##### たな卸資産

- a. 商品 ..... 移動平均法による原価法
- b. 店舗食材
  - 仕入食材 ..... 最終仕入原価法
  - 工場加工食材 ..... 総平均法による原価法
- c. 原材料 ..... 移動平均法による原価法
- d. 貯蔵品 ..... 移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産 ..... 定率法

なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法  
ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を借地期間、残存価額を零としております。

##### 無形固定資産 ..... 定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用 ..... 均等償却  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費 ..... 定額法により3年間で償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 ..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ..... 従業員へ支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ..... 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ..... 金利スワップ取引

ヘッジ対象 ..... 借入金の利息

ヘッジ方針 ..... 当社の社内規程に基づき、借入金に係る金利変動リスクをヘッジする事を目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性の評価の方法 ..... ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略しております。

(7) その他の連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 ..... 税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用していません。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、20年間均等償却を行っております。

## 会計処理の変更

### 1. 固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号及び法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更により営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が6,997千円減少しております。

### 2. 企業結合に係る会計基準等

当事業年度から「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会平成15年10月31日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

### 3. ストック・オプション等に関する会計基準等

当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号）および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

### 4. 繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い

当事業年度から「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号）を適用しております。

なお株式交付費については前連結会計年度までは定額法により3年間で償却しておりましたが、当事業年度より発生したものについては、支出時に費用として処理する方法に変更しております。この結果、従来の方法に比べて、経常利益及び税金等調整前当期純利益は559千円減少しております。

### 5. 移動体通信事業における広告支援金等

移動体通信事業において移動体通信キャリアからインセンティブ（受取手数料）の一部として受領する広告支援金及び出店支援金等は、従来売上計上しておりましたが、当事業年度より、それぞれ販売費及び一般管理費（広告宣伝費）から控除する方法、新規店舗の主要固定資産から控除する方法に変更しております。

この変更は、移動体通信事業の店舗数拡大による規模の拡大を機に、会計処理を再検討したところ広告支援金については移動体通信キャリアの要請に基づく広告宣伝活動に対する支援の性格が、また出店支援金等は固定資産取得費用の支援として性格が強いと判断されることから行ったものであります。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、売上高、売上総利益がそれぞれ111,796千円、販売費及び一般管理費が73,938千円減少し、37,858千円営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が減少しております。

#### 6. テレマーケティング事業における人件費等

テレマーケティング事業における人件費及び経費は、従来、すべてを販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当事業年度より、管理部門の人件費及び経費を除き、売上原価に計上することとしました。

この変更は、今後テレマーケティング事業を拡大する方針であり、当該事業の経営上の重要性が高まると判断されるため、費用と収益の対応をより適切に表示するために行ったものであります。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ売上原価が710,446千円増加し、販売費及び一般管理費が同額減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

#### 7. テレマーケティング事業における助成金

テレマーケティング事業において、雇用促進を目的として公的機関から受領する助成金は、従来営業外収益の補助金収入に計上しておりましたが、当事業年度より売上原価から控除することとしました。

この変更は、今後テレマーケティング事業を拡大する方針であり、当該事業の経営上の重要性が高まると判断されることを機に、補助金の性格を再検討したところ補助の対象は通信回線使用料、オペレーター等の雇用経費等であり、売上原価との関連性が高いことから売上原価から控除することがより妥当と判断したために行ったものであります。

この変更により、従来の方法によった場合に比べ、売上原価が94,228千円減少し、営業利益が同額増加しております。なお、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 非連結子会社に対する投資有価証券（株式）	200千円
2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務	
担保に供している資産	
現金及び預金	300,087千円
建物及び構築物	142,839千円
土地	374,848千円
建設仮勘定	138,515千円
計	956,290千円
上記に対応する債務	
短期借入金	1,297,000千円
長期借入金	315,000千円
社債に係る銀行保証債務	375,000千円
計	1,987,000千円
3. 減価償却累計額	309,339千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	22,618.7	7,300		29,918.7

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の行使による増加 7,300株

## 2. 新株予約権に関する注記

内 訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高
		前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末	
第1回新株予約権付社債	普通株式	1,944	124	2,068		
第3回新株予約権	普通株式		16,000	7,300	8,700	5,220
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1,892		162	1,730	
合計		3,836	16,124	9,530	10,430	5,220

- (注) 1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。  
 2. 目的となる株式の数の変動事由の概要  
 第1回新株予約権付社債の増加は、転換価額の調整によるものであります。  
 第1回新株予約権付社債の減少は、償還によるものであります。  
 第3回新株予約権の増加は、発行によるものであります。  
 第3回新株予約権の減少は、権利行使によるものであります。  
 スtock・オプションとしての新株予約権の減少は、付与対象者の退職によるものであります。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 24,822円02銭  
 2. 1株当たり当期純損失 34,893円48銭  
 3. 算定上の基礎
- (1) 1株当たり純資産額
- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| 連結貸借対照表の純資産の部の合計額       | 760,716千円 |
| 普通株式に係る純資産額             | 742,625千円 |
| 普通株式の発行済株式数             | 29,918.7株 |
| 普通株式の自己株式数              | 0.7株      |
| 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 | 29,918株   |
- (2) 1株当たり当期純損失
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 当期純損失        | 874,083千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 千円        |
| 普通株式に係る当期純損失 | 874,083千円 |
| 期中平均株式数      | 25,050株   |

## 重要な後発事象に関する注記

### 1. 連結子会社における事業譲渡

#### (1) 事業譲渡の理由

当社グループは、経営資源をコア事業である移動体通信事業とテレマーケティング事業へ集中することで、競争優位を高め、企業価値を向上することを目的とし、回転すしチェーンである「株式会社くらコーポレーション」へ株式会社遠雷が営む外食事業の一部店舗を事業譲渡することを平成19年11月14日の当社取締役会及び株式会社遠雷の取締役会で決議し、平成19年12月25日に事業譲渡契約を締結いたしました。

#### (2) 事業譲渡の概要

株式会社遠雷の一部店舗を「株式会社くらコーポレーション」へ事業譲渡致します。

### 2. 第3回新株予約権の取得および消却

平成19年3月29日発行の「株式会社京王ズ第3回新株予約権」につき、行使価格と実勢価格が乖離しているため、割当対象者株式会社E・Sワンと協議の結果、発行価額と同額にて当社が取得するとともに、消却を行う旨を、平成19年12月18日の当社取締役会で決議いたしました。

#### (1) 消却の対象となる新株予約権の概要

銘 柄	消却する新株予約権の数（株数）
株式会社京王ズ第3回新株予約権	17個（1,700株）
発行価額	1個あたり60,000円（1株あたり600円）

#### (2) 消却の実行日

平成19年12月25日

独立監査人の監査報告書

平成20年1月10日

株式会社京王ズホールディングス  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京王ズホールディングスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京王ズホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、移動体通信事業において移動体通信キャリアから受取手数料の一部として受領する広告支援金及び出店支援金等を売上計上する方法から、それぞれ販売費及び一般管理費（広告宣伝費）から控除する方法、新規店舗の主要固定資産から控除する方法に変更した。
2. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、テレマーケティング事業における人件費及び経費（管理部門相当額を除く）を販売費及び一般管理費に計上する方法から、売上原価に計上する方法に変更した。
3. 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、テレマーケティング事業において公的機関から受領する助成金を営業外収益の補助金収入に計上する方法から、売上原価から控除する方法に変更した。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社遠雷が営む外食事業の一部店舗を株式会社くらコーポレーションに譲渡することを平成19年11月14日の取締役会で決議し、平成19年12月25日に事業譲渡契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第15期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係る連結計算書類について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、これに基づき検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成20年1月10日

株式会社京王ズホールディングス 監査役会

常勤監査役 渡 辺 悦 子 ㊞

監 査 役 小 西 行 男 ㊞

監 査 役 粟 野 隆 徳 ㊞

（注）監査役小西行男及び監査役粟野隆徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 貸借対照表

(平成19年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,628,279	流動負債	1,756,671
現金及び預金	361,996	短期借入金	1,187,000
前払費用	4,416	一年以内返済予定長期借入金	385,000
短期貸付金	727,300	一年内償還予定社債	100,000
その他	534,567	未払金	52,455
固定資産	2,414,828	未払費用	3,139
有形固定資産	13,027	未払法人税等	6,903
建物	6,053	未払消費税等	12,448
車両運搬具	5,266	預り金	3,918
工具器具備品	1,707	賞与引当金	5,805
無形固定資産	6,062	固定負債	650,000
ソフトウェア	5,902	社債	325,000
その他	159	長期借入金	325,000
投資その他の資産	2,395,739	負債合計	2,406,671
関係会社株式	1,318,346	純資産の部	
長期貸付金	1,064,500	株主資本	1,631,217
敷金・保証金	7,890	資本金	1,825,952
その他	5,003	資本剰余金	1,790,048
		資本準備金	1,790,048
		利益剰余金	1,984,679
		利益準備金	4,360
		その他利益剰余金	1,989,039
		別途積立金	140,000
		繰越利益剰余金	2,129,039
		自己株式	103
		新株予約権	5,220
		純資産合計	1,636,437
資産合計	4,043,108	負債及び純資産合計	4,043,108

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成18年11月1日  
至 平成19年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		748,245
売 上 原 価		187,627
売 上 総 利 益		560,618
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		576,176
営 業 損 失		15,558
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	28,842	
有 価 証 券 利 息	829	
受 取 配 当 金	844	
業 務 手 数 料	130,650	
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 手 数 料 収 入	1,106	
賃 貸 違 約 金	8,076	
そ の 他	1,331	171,680
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32,978	
社 債 利 息	8,959	
そ の 他	31,948	73,886
経 常 利 益		82,236
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入	236,706	
過 年 度 社 会 保 険 料 修 正 益	7,674	244,380
特 別 損 失		
店 舗 整 理 損	1,212	
減 損 損 失	30,417	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	26,434	
前 期 損 益 修 正 損	5,541	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	254,556	318,162
税 引 前 当 期 純 利 益		8,453
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,086
当 期 純 利 益		7,367

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成18年11月1日  
至 平成19年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成18年10月31日残高	1,612,427	1,576,523	1,576,523	4,360
当期変動額				
新株予約権の行使による 新株式の発行	213,525	213,525	213,525	
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)				
当期変動額合計	213,525	213,525	213,525	
平成19年10月31日残高	1,825,952	1,790,048	1,790,048	4,360

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年10月31日残高	140,000	2,136,406	1,992,046	103	1,196,800
当期変動額					
新株予約権の行使による 新株式の発行					427,050
当期純利益		7,367	7,367		7,367
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)					
当期変動額合計		7,367	7,367		434,417
平成19年10月31日残高	140,000	2,129,039	1,984,679	103	1,631,217

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年10月31日残高	225,474	225,474		971,325
当期変動額				
新株予約権の行使による 新株式の発行				427,050
当期純利益				7,367
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)	225,474	225,474	5,220	230,694
当期変動額合計	225,474	225,474	5,220	665,111
平成19年10月31日残高			5,220	1,636,437

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式 ..... 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券  
時価のあるもの ..... 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）  
時価のないもの ..... 移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準および評価方法

- 商品 ..... 移動平均法による原価法
- 店舗食料  
仕入食料 ..... 最終仕入原価法
- 工場加工食料 ..... 総平均法による原価法
- 原材料 ..... 移動平均法による原価法
- 貯蔵品 ..... 移動平均法による原価法

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 ..... 定率法  
なお、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法  
ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却  
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、事業用定期借地権契約による借地上の建物については、耐用年数を借地期間、残存価額を零としております。
- (2) 無形固定資産 ..... 定額法  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 長期前払費用 ..... 均等償却  
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 繰延資産の処理方法  
社債発行費 ..... 定額法により3年間で償却しております
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金 ..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金 ..... 従業員へ支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
6. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

#### 会計処理の変更

##### 固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、この変更による営業利益、経常利益、税引前当期純利益への影響はありません。

#### 追加情報

##### グループ内業務委託契約の変更

純粋持株会社への移行に伴い、営業外収益として計上してございましたグループ会社間での業務委託手数料を平成19年4月分より売上高として計上しております。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権	1,247,892千円
長期金銭債権	1,064,500千円
短期金銭債務	26,180千円
長期金銭債務	10,000千円

### 2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

担保に供している資産

現金及び預金 300,087千円

上記に対応する債務

短期借入金 295,000千円

### 3. 偶発債務

リース債務に対して、債務保証を行っております。

株式会社IJT 169,888千円

### 4. 減価償却累計額

11,555千円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

業 務 手 数 料 403,650千円

### 2. 店舗整理損は、不採算店舗の閉鎖に伴う損失であります。その内訳は次のとおりであります。

建物賃貸契約解約違約金 1,212千円

### 3. 減損損失

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として、また将来の使用が見込まれていない遊休不動産については物件単位毎にグループピングしております。

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	種 類	場 所	減損損失額
飲食事業資産	建物、構築物及びリース資産等	仙台市他（3拠点）	30,417千円

上記グループにつきましては、収益性が著しく低下した拠点について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内容は、構築物6,781千円、工具器具備品1,473千円、無形固定資産6,351千円、前払費用351千円、リース資産減損勘定15,459千円であります。

当資産グループの回収可能価額は将来キャッシュ・フローが見込めないため、使用価値を零として測定しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,618.7	7,300		29,918.7

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による増加 7,300株

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	0.7			0.7

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	298,625千円
関係会社株式	118,774千円
賞与引当金	2,345千円
未払事業税	3,438千円
その他	9,663千円
繰延税金資産小計	432,848千円
評価性引当額	432,848千円
繰延税金資産合計	千円
繰延税金資産純額	千円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度においては、法人税等の負担率がマイナスとなったため、記載を省略しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具備品	9,200	5,045	4,154

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,795千円
1年超	1,509千円
合計	3,305千円

3. 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額の額

支払リース料	2,452千円
減価償却費相当額	2,299千円
支払利息相当額	239千円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員

氏名	佐々木英輔
職業	当社代表取締役社長
議決権の所有割合	28.4%
取引内容	(1) 当社建物賃貸借に対する被保証(注1) (2) 金銭の貸借(注2)
期末残高	91,031千円

2. 役員かつ主要株主およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

会社等の名称	株式会社E・Sワン	
所在地	仙台市青葉区	
資本金	10,000千円	
事業の内容	不動産事業	
関係内容	役員1名兼任	
取引内容	(1) 店舗不動産の賃貸料に係る取引(注3)	
	取引金額	13,956千円
	(2) 店舗不動産解約違約金(注4)	
	取引金額	43,198千円

- (注) 1. 当社の建物賃貸借契約3件に対する保証であります。なお、当社は同保証に対して保証料の支払いおよび担保の提供は行っておりません。  
 2. 有限会社京王スファーム持分取得資金としての貸付であります。  
 3. 取引条件および取引条件の決定方針として、当該不動産賃貸に係る取引額は近隣の相場を参考に決定しております。  
 4. 家賃6ヶ月分および敷金・建設協力金の事業年度末残高相当額であります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	54,522円94銭
2. 1株当たり当期純利益	294円10銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	207円64銭

算定上の基礎

(1) 1株当たり純資産額	
貸借対照表の純資産の部の合計額	1,636,437千円
普通株式に係る純資産額	1,631,217千円
普通株式の発行済株式数	29,918.7株
普通株式の自己株式数	0.7株
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数	29,918株
(2) 1株当たり当期純利益	
当期純利益	7,367千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る当期純利益	7,367千円
期中平均株式数	25,050株

独立監査人の監査報告書

平成20年 1月10日

株式会社京王ズホールディングス  
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 笥 悦 生 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 谷 英 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京王ズホールディングスの平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 追加情報に記載されているとおり、会社は、純粋持株会社への移行に伴い、営業外収益として計上していたグループ会社間での業務委託手数料を平成19年4月分より売上高として計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年11月1日から平成19年10月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり監査報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか、監査の品質管理に関する審査等が適正に機能しているかについては、会計監査人から会社計算規則第159条に基づく通知を受け、必要に応じて説明を求め検証した結果、指摘すべき事項はない旨を確認し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これに基づき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年1月10日

株式会社京王ズホールディングス 監査役会

常勤監査役 渡 辺 悦 子 ㊞

監 査 役 小 西 行 男 ㊞

監 査 役 栗 野 隆 徳 ㊞

(注) 監査役小西行男及び監査役栗野隆徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成19年4月1日付けで会社分割により持株会社体制へ移行いたしました。これに対応する事業目的の追加を行うものであります。  
(現行定款第2条・変更案第2条)
- (2) より機動的な資本政策の実行を可能にするため、当社の発行可能株式総数の変更を行うものであります。(現行定款第6条・変更案第6条)
- (3) 迅速な意思決定を可能とするため、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは取締役会の決議を省略することができるよう変更を行うものであります。  
(変更案第23条)
- (4) 社外取締役、社外監査役の職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社に対する賠償責任を、法令の範囲内で限定する責任限定契約を締結することができるよう変更を行うものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。(変更案第25条、第32条)
- (5) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めるものであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u>	第2条 <u>当社は、次の事業を営む会社及びこれらに相当する業務を営む会社(外国会社を含む。以下この条文において同じ。)の株式又は持分を取得することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。</u>
1.	1.
<省 略>	<省 略>
20.	20.
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>90,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>115,000株</u> とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(報酬等)</p> <p>第23条 &lt; 省 略 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役会決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決定事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 &lt; 現行どおり &gt; (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第25条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条 ↓ 第29条</p> <p>&lt; 省 略 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第26条 ↓ 第31条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第30条 ↓ 第33条</p> <p>&lt; 省 略 &gt;</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第33条 ↓ 第36条</p> <p>&lt; 現行どおり &gt;</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（3名）は任期満了となりますので、移動体通信事業担当取締役、テレマーケティング事業担当取締役および社外取締役を含め取締役5名の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに 当社取締役であるときの地位および担当	所有する当社 株式の数
1	佐々木 英 輔 (昭和22年3月10日生)	昭和45年4月 株式会社ロッテ商事入社 平成6年4月 当社入社代表取締役社長就任 (現任) 平成12年4月 株式会社遠雷代表取締役社長就任 (現任) 平成16年7月 株式会社ノーブルコミュニケーション代表取締役社長就任(現任) 平成17年4月 株式会社京王ズコミュニケーション代表取締役社長就任(現任) 平成19年6月 株式会社IJT代表取締役就任 (現任)	8,505株
2	深 野 道 照 (昭和34年3月31日生)	昭和56年4月 株式会社デサント入社 平成11年10月 当社入社 平成12年11月 当社取締役経営企画室長就任 (現任) 平成16年7月 株式会社ノーブルコミュニケーション取締役管理部長就任(現任) 平成17年4月 株式会社京王ズコミュニケーション取締役管理部長就任(現任) 平成19年6月 株式会社IJT取締役管理部長就任 (現任)	
3	佐々木 敬 (昭和36年5月10日生)	昭和60年4月 菱洋エレクトロ株式会社入社 平成9年11月 株式会社デジタルツーカー東北入社(現ソフトバンクモバイル株式会社) 平成19年3月 当社入社移動体通信事業部事業部長就任(現任)	
4	志 田 洋 二 (昭和44年4月18日生)	平成4年4月 新日本製鐵株式会社入社 平成12年4月 新日鉄ソリューションズ株式会社入社 平成18年1月 当社入社テレマーケティング事業部事業部長就任(現任) 平成18年1月 株式会社ノーブルコミュニケーション取締役営業本部長就任(現任) 平成18年1月 株式会社京王ズコミュニケーション取締役営業本部長就任(現任) 平成19年6月 株式会社IJT取締役営業本部長就任(現任)	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況ならびに 当社取締役であるときの地位および担当	所有する当社 株式の数
5	和田英明 (昭和48年12月13日生)	平成9年4月 株式会社光通信入社 平成15年10月 株式会社コール・トゥ・ウェブ代表取締役社長就任(現任) 平成16年6月 株式会社光通信取締役就任 平成17年4月 株式会社ハンディホン代表取締役社長就任(同社は平成18年5月に合併によりテレコムサービス株式会社に商号変更) 株式会社ジェイ・コミュニケーション代表取締役社長就任(現任) 平成17年7月 テレコムサービス株式会社代表取締役副社長就任(現任) 平成17年12月 株式会社インフォサービス代表取締役社長就任(現任) 株式会社オーク情報通信代表取締役社長就任(現任) 平成18年2月 株式会社オービーエム代表取締役社長就任(現任) 平成19年4月 株式会社光通通常務取締役就任(現任)	

- (注) 1. 佐々木英輔氏と当社の間には、当社建物賃借に対する被保証の取引関係があります。
2. 深野道照氏、佐々木敬氏、志田洋二氏及び和田英明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 和田英明氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性について

和田英明氏につきましては、株式会社光通信の常務取締役としての知識・経験等を当社の経営に生かしていただきたいため、社外取締役として選任を願います。

和田英明氏は、当社又は当社の特定関係業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

和田英明氏は、当社又は当社の特定関係業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

和田英明氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、第1号議案に上程しておりますとおり、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約が締結できる旨を定款で定める予定であり、社外取締役候補者和田英明氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記のほかの特記すべき事項はありません。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありましたみずす監査法人は、平成19年7月31日をもって法人を解散いたしました。当社は、会計監査人が不在になることを回避し、監査業務が間断なく実施される体制を維持するため、平成19年8月1日開催の監査役会において、清和監査法人を一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

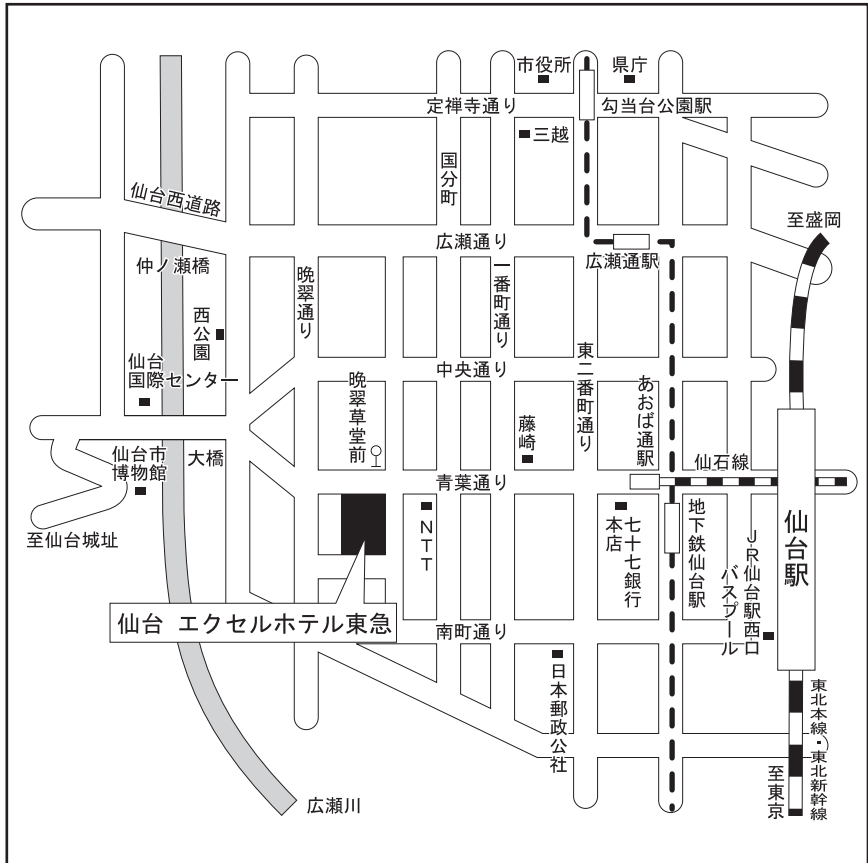
当社の会計監査の継続性を確保するため、当社の業務内容に精通し、当社に対して適正かつ厳格な監査業務を遂行してまいりました清和監査法人を、改めて会計監査人として選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。候補者は次のとおりであります。

名 称	清和監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町一丁目2番3号 三井生命大手町ビル2階		
沿 革	平成16年3月	東京国際監査法人設立	
	平成18年10月	清和監査法人に名称変更	
概 要	出 資 金	4,500千円	
	業 務 内 容	法定監査 株式公開準備監査 任意監査	
	構 成 人 員	パートナー	9名
		職員	14名
		合計	23名
	関 与 会 社 数	金融商品取引法監査	7社
		会社法監査	5社
		公開準備	5社

以 上

# 株主総会会場ご案内図



## 交通のご案内

JR仙台駅より徒歩約15分、車で約5分

仙台空港より車で約40分 <リムジンバスご利用の場合は仙台駅にて下車>

路線バス案内

JR仙台駅西口バスプール のバス乗場から、青葉通経由のバスをご利用いただき、「晩翠草堂前」にてお降りください。

駐車場

普通車60台可 / 大型バス 3台正面玄関駐車可 (要予約)